

かつしかフードフェスタ 2020 出展者募集要項

1 概要

(1)主催

葛飾区フードフェスタ実行委員会（構成：葛飾区、葛飾区商店街連合会、一般社団法人葛飾区観光協会、葛飾区食品衛生協会、東京商工会議所葛飾支部）

(2)趣旨

葛飾区内の飲食店・食品製造小売業の魅力を区内外に広く発信し、地域産業の活性化と賑わいの創出を図るため、かつしかフードフェスタ 2020 を開催します。本イベントは当日の賑わいはもちろん、より多くのお客様に実店舗にも足を運んでいただけるよう、Re-visit（再訪問）に重点を置いて運営しております。

出展者募集については、バラエティ豊かな商品を提供し、来場者をおもてなしできるように申込方法の改善を行います。各店自慢の葛飾グルメをリーズナブルな価格でご出品いただけると幸いです。

(3)開催場所

新小岩公園（西新小岩 1-1-3）

(4)実施日時

1 日目：2020 年 11 月 21 日（土）10 時から 16 時まで

2 日目：2020 年 11 月 22 日（日）10 時から 16 時まで

(5)目標来場者数

8 万人 《前回来場者数 8 万人（初日 3 万人、2 日目 5 万人）》

(6)ブース種類・募集数

出展ブース数 50 ブース

ブース種類は保健所と協議のうえ決定するため、希望に沿えない場合がある。

①A ブース（調理）

プレハブで「調理」を行うブース。給排水、冷蔵（冷凍）庫を備える。保健所の規定によりテントで提供できない食品（生ものなど）を取り扱う。

提供できるメニューは 1 種類に限定する。

②A ブース（販売）

プレハブで「販売」を行うブース。冷蔵（冷凍）庫を備える。保健所の規定によりテントで提供できない食品（生クリームなど）を取り扱う。提供できるメニュー数に制限はない。会場での調理・加工は一切できない。

③B ブース

テントで「調理」を行うブース。給排水、冷蔵（冷凍）庫を備える。提供できるメニューは 1 種類に限定する。

④C ブース

テントで「販売」を行うブース。提供できるメニュー数に制限はない。会場での調理・加工は一切できない。洋生菓子を販売する場合は別途冷蔵ショーケース等が必要。

⑤D ブース（調理）

出展者所有のキッチンカーで「調理」を行うブース。提供できるメニューは1種類に限定する。取り扱える食品は自動車による食品営業許可の規定に基づく。

⑥D ブース（販売）

出展者所有のキッチンカーで「販売」を行うブース。提供できるメニュー数に制限はない。取り扱える食品は自動車による食品営業許可の規定に基づく。

※各ブースの仕様、標準装備、取り扱える食品については後述「13 出展ブースの仕様について」を参照。

2 出展に必要な費用

(1) 出展料・附帯設備使用料（2日間）

ブース種類	Aブース	Bブース	Cブース	Dブース
構造	プレハブ	テント	テント	キッチンカー
提供方法	調理／販売	調理	販売	調理／販売
出展料	100,000円	100,000円	100,000円	70,000円
附帯設備使用料	10,000円	10,000円	不要	不要
合計	110,000円	110,000円	100,000円	70,000円

(2) その他、出展者にお支払いただく費用（オプション）

- ① 調理器具等のレンタル費用・プロパンガス使用料（運営事務局から借りる場合のみ。出展者持ち込みの場合は不要。）
- ② 1500Wを超える電源設置費用（100V1500W コンセント1口 3000円で追加。）
- ③ ゴミ処理費用（運営事務局に処理を依頼する場合、90L ゴミ袋1袋あたり 500円、食用油一斗缶1個あたり 500円で処理する。ゴミを持ち帰る場合は不要。）
- ④ 行列整理スタッフの配置費用（運営事務局に配置を依頼した場合のみ。）

(3) 出展料の支払い方法

出展審査後、出展決定者に対して出展決定通知と出展料支払案内を送付する。案内に記載の指定銀行口座及び振込期限に従って 2(1)の出展料及び附帯設備使用料（該当する場合のみ）を振り込むこと。振込手数料は出展者負担とする。

(4) 出展料が期日までに支払われない場合

振込期日までに出品料が支払われない場合、出展決定を取り消す。

3 出展スケジュールについて

4月～6月	出展希望者個別相談
6月30日	出展申込書 提出締め切り
7月中旬	出展審査
7月22日頃	出展者決定通知・出展料支払案内の発送
8月7日	出展料の納入期限
8月18日	出展者説明会（1回目）、出展ブースの決定
9月上旬～9月中旬	保健所による事前立ち入り検査
9月上旬	出展調査書・パンフ記載情報提出期限、価格の決定
9月	ポスター掲出・チラシの店頭配布
11月5日	出展者説明会（2回目）
11月20日	会場搬入日
11月21日 22日	フードフェスタ当日
翌1月上旬	事後報告書の提出期限

当初、説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から募集説明会を中止としました。

(1) 出展希望者個別相談

出展を検討される店舗様を対象に、個別の出展相談を行います。初めて出展する方、メニューやブースを変更する方はご相談いただくことを推奨する。

(2) 出展者募集資料・出展申込書の配布

ホームページの申込フォーム・電話にて資料をご請求いただき、後日事務局から出展者募集資料・出展申込書を郵送等で送付する。

(3) 出展申込書 提出締め切り

出品するメニューや店舗情報等を記入の上、6月30日までに提出すること。6月30日以降、申込書の提出や内容の訂正、申し込みの取り下げは認めない。

(4) 出展審査

出展申込数が募集ブース数を上回る場合、実行委員会は下記の項目や実施能力等を総合的に審査し、出展者を決定する。

- ① メニューの創意工夫（見栄え、食べやすさ、アレンジ、価格）
- ② 過去出展時の実績・規約違反等
- ③ 出展回数（新規優先）
- ④ 商品ジャンル（メニューのバランスに配慮）
- ⑤ 店舗所在地（地域の偏りに配慮）
- ⑥ 系列店・姉妹店の有無（経営母体が同一の店舗が複数申し込んだ場合、絞り込むことがある）
- ⑦ 同一ブランド・同一メニューでの多店舗展開（チェーン店・フランチャイズ）の有無（葛飾区限定メニューを販売する店舗を優先）

(5) 決定時期および決定通知

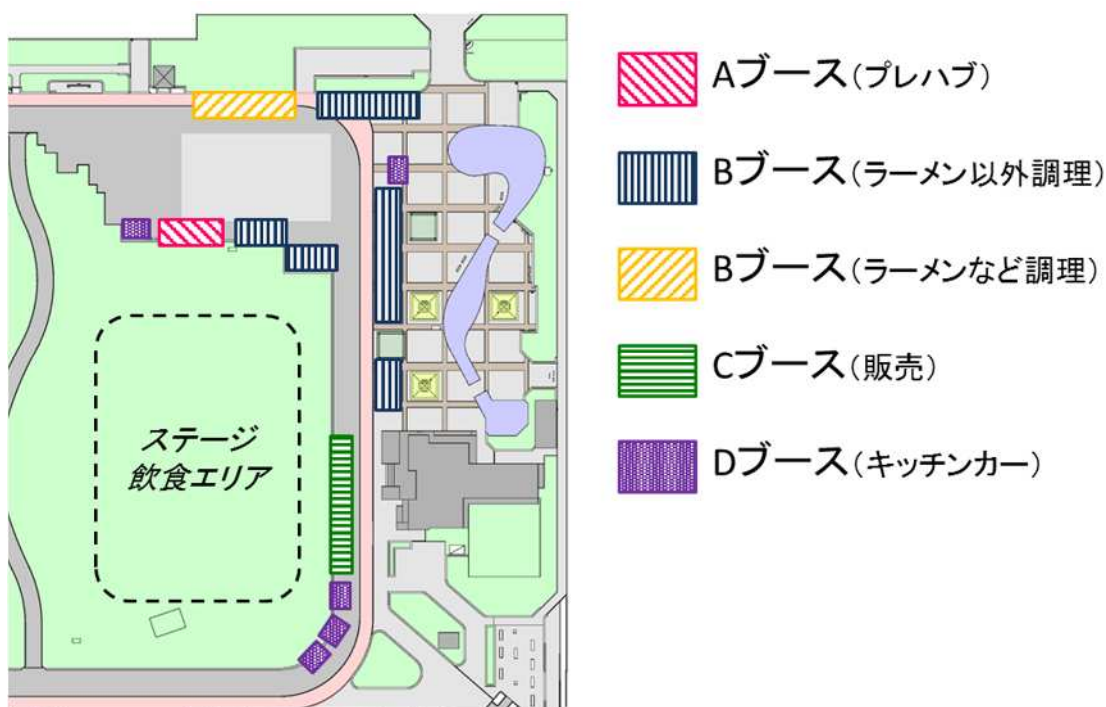
出展者の決定は7月22日頃を予定。申込者全員に決定通知書を送付する。

決定通知と同時に出展料の支払い案内を送付。

(6) 出展ブース（出展場所）の決定

業種や設備配置、発生する煙、予想される行列、過去の実績等を勘案して実行委員会が出展場所を決定する。各ブースの配置は下図を基本とするが、出展者数や使用する機材等の都合で変更する場合がある。

ブース配置図



(7) 出展者等の公表

出展者および出展内容については、かつしかフードフェスタの公式サイト等で公表する。

4 出展資格

出展申し込みの資格者は、申込書の提出時点からフードフェスタ終了までの期間において、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 葛飾区内に食品営業許可を有する固定店舗を構え、申し込み時点において1年以上の営業実績があり、以後1年以内に長期休業や移転、廃業、業態変更の予定がないこと。
- (2) 出展内容に対応した食品営業許可を有している「飲食店」または「食品製造小売業」であること。食品製造小売業については、出展する商品の製造および消費者向けに店頭販売を行っていること。
- (3) キッチンカーで出展する場合は、固定店舗で週5日以上営業を行っており、自動車による都内一円の食品営業許可も有していること。

- (4) 葛飾区商店街連合会、葛飾区食品衛生協会、葛飾区観光協会、東京商工会議所葛飾支部のいずれかから、フードフェスタの出展推薦を受けられること。※「出展推薦」はいずれかの団体への加入が必要。
- (5) 過去3年間において、食品衛生法および食品表示法、またそれらに基づく法令等に違反し、行政処分を受けたことがないこと。
- (6) 前回のかつしかフードフェスタで重大な出展規約違反をしていないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと。

5 出展規則

- (1) 出展料の納付及び各種提出物の締め切りを順守すること。
- (2) 出展者説明会（8月18日および11月5日）に必ず出席すること。
- (3) 出展申込以降、長期休業や移転、廃業、業態変更などが生じた場合、速やかに運営事務局に届け出ること。
- (4) 標準装備に含まれない調理器具等については、出展者の費用負担において搬入・設置・撤去を行うこと。
- (5) 保健所及び消防署が実施するフードフェスタ当日朝の実査に立ち会うこと。
- (6) 1（4）の営業日時を厳守すること。開始時刻前および終了時刻後の販売は認めない。
- (7) 営業時間中に商品がなるべく欠品することが無いよう、余裕を持った出展計画を立て、在庫の管理や補充について対策を行うことが望ましい。
- (8) 商品が完売となった場合でも、イベント終了時刻までブースにスタッフを残し、自店のPR活動や行列整理など他店のサポートを行うこと。
- (9) 出展者はブースに並んだ列の整理及びブース周辺の清掃を行うこと。それに必要な専任の要員を、ブース内で従事する要員とは別に2名以上確保すること。ただし、運営事務局に別で定める価格で従事スタッフ配置を依頼することもできる。
- (10) 実行委員会は出展者の行列が收拾つかなくなった場合は、列を打ち切り、営業の一時休止を命じることができる。
- (11) ブース撤収時、運営事務局による原状復帰の確認に立ち会うこと。
- (12) 調理等で発生したゴミは原則各自持ち帰ること。ただし、運営事務局に別で定める価格で処理を依頼することもできる。
- (13) ブースでの売り上げ（販売商品数）を各日、運営事務局指定の様式で報告すること。
- (14) 開催1か月後を目処に、事業効果を運営事務局指定の様式で報告すること。
- (15) フードフェスタ終了翌日から翌年3月31日まで、フードフェスタのパンフレットを持参の方に来店特典を提供すること（例：10%オフ、ワンドリンクサービス、1000円以上お買い上げで1つサービス等）。
- (16) 本イベントのPR活動（食レポ取材、ステージイベント等）に実行委員会から依頼があった場合は参加・協力すること。

(17) 火の取り扱い中、従業員は絶対にその場を離れないこと。

6 出展商品について

- (1) 出展商品は会場内で飲食可能なものに限る。
- (2) 出品商品は出展者の固定店舗で現に提供・販売されているメニューに限る。ただし、申し込み時点で店頭販売していない商品であっても、保健所の事前検査が可能でかつ開催までに店頭販売を開始できる商品に限り、特例として出品を認める。
- (3) 出展者が看板メニュー・名物料理と位置付ける特色のある商品を出品すること。お祭りの屋台で取り扱うようなありきたりな商品は選考外とする。
- (4) 仕入れ品（出展者が製造に全く関与していない商品）の販売は認めない。
- (5) 調理ブースの出品商品について、希望者には第1候補・第2候補の申し込みを認める。実行委員会が他の出展者との商品の重複を考慮し、どちらかの1品を決める。なお、出品商品の選択は実行委員会に委ねることとし、決定後の変更は認めない。
- (6) 出展申込時に届け出た商品以外の提供・販売は認めない。実行委員会が指示する場合を除き、出展商品の変更はできない。
- (7) Aブース（調理）及びBブース、Dブース（調理）で提供できるメニュー数は原則1種類とする。トッピング追加やソースの味を変える、量の異なる提供（大盛、並盛、2個セットなど）、丼物の具のみを提供（例：うな丼の鰻のみ提供）はこの限りでない。
- (8) Aブース（調理）及びBブース、Dブース（調理）の仕込みは営業許可取得施設（調理場等）で行うこと。会場での材料切断や成形は認めない。
- (9) Aブース（販売）及びDブース（販売）で提供するメニュー数に制限は設けないが、提供商品は全て衛生的な許可取得施設で調理済みのものに限る。会場での調理・加工は認めない。
- (10) Cブースで提供するメニュー数に制限は設けないが、提供商品は全て衛生的な許可取得施設で調理・包装済みのものに限る。会場での調理・加工・包装は認めない。ただし、包装済みの商品を会場ですらに箱や袋に詰めることは、この限りでない。
- (11) 通常営業と異なる価格や量に変更すること、食品衛生上の理由で調理工程や材料の変更をすることは妨げない。
- (12) 会場で販売する価格は9月上旬に提出の出展調査書にて届け出ることとする。以降の価格変更は認めない。
- (13) 価格表示は税込とすること。会計にかかる時間を短縮するために、極力おつりを必要としない価格設定が望ましい。
- (14) 来場者が複数のブースを「はしご」できるよう、通常サイズのほか「ハーフサイズ」の提供を推奨する。
- (15) 原則として事前に届け出た価格で販売することとするが、実行委員会が指定した時刻以降であれば、値下げして販売することを妨げない。

- (16) 飲料類（ソフトドリンク、アルコール類等）の販売は、実行委員会が指定した事業者が行うため、各店舗での販売は認めない。

7 保健所の指導について

- (1) 食品衛生法および食品表示法など関連法令を順守すること。
- (2) 保健所発行の「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ」に定める臨時出店の要件を順守すること。A ブースの出展者については、「食品関係営業許可」の基準を、D ブースの出展者については、「自動車による食品営業許可」の基準を順守すること。
- (3) A ブース・D ブースの出展者は、食品衛生責任者の資格を保有する者が常駐すること。
- (4) 保健所による調理場への事前立ち入り検査及び食品の検査を受けること（9 月上旬～9 月中旬の平日午前中に実施する。日程等は出展者決定後に通知する。要立ち会い）。
- (5) 事前立ち入り検査において食品衛生上の問題を指摘された場合は、保健所の指導に従い問題点を改善すること。なお、食品の検査で問題点があり、再検査においても改善が認められなかった場合は出展資格を喪失するか、自費にて再検査を行うものとする。
- (6) 保健所が実施するフードフェスタ当日朝の検査に必ず立ち会うこと。
- (7) 調理ブースでは提供する商品のアレルギー表示（主要 7 項目）を把握し、ブース店先に表示すること。
- (8) 販売ブースで提供する商品には食品表示法で定める表示（原材料、消費期限、製造者、アレルギーなど）を必ず貼付すること。
- (9) 保健所が承認した出展商品や調理工程を無断で変更してはならない。事前の届出と異なる商品や調理工程が見つかった場合は、当該商品の販売を中止とする。

8 出展取り消し・辞退について

(1) 出展の中止・変更について

次に掲げる事項が発生した場合、実行委員会は当該出展者に対し是正を命じる。直ちにその指示に従わない場合は、開催期間開始前後に関わらず、当該出展者のフードフェスタへの出展中止・変更を命じることができる。その際、出展料等は返金しない。

- ① 出展料の未納、各種提出物の未提出
- ② 出展規約や関係法令等の違反
- ③ 保健所および消防署の実査・検査に応じない、指導に従わない。
- ④ 食中毒等事故（疑いの場合も含む）
- ⑤ 来場者や他出展者、関係者に対する威圧・暴言・暴力等、悪質な行為
- ⑥ イベント開催に著しい支障を与える行為

(2) 出展の辞退について

出展者決定後の辞退は認められない。ただし、出展者のやむを得ない事情により出展できない場合、出展者は書面にて運営事務局に届けること。その際、出展料等は返金しない。

9 生産物賠償責任保険・その他の賠償責任について

- (1) 来場者に提供した商品が原因の損害（食中毒・異物混入等）は、主催者が加入する生産物賠償責任保険（PL保険）で対応する。
- (2) フードフェスタ出展に関連する事故や苦情があった場合は、開催期間中・終了後に関わらず、速やかに運営事務局に報告すること。
- (3) その他、出展者が会場や他の出展者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとする。

10 開催中止と損害責任について

(1) 開催中止判断について

実行委員会は、イベントが開催される会場が入場に不相当となった場合、または災害、感染症予防、天災他の不可抗力原因により開催が困難となった場合は、実行委員会の判断によって会期を変更（短縮）、もしくは開催を中止することがある。

(2) 出展料の返金について

実行委員会の判断により各開催日が中止となった場合は、出展者に対して出展料を返金する。なお、開催途中で中止となった場合は返金しない。

(3) 出展料以外の損害について

実行委員会は変更・中止によって生ずる損害、費用の増加、その他不利な事態について、一切責任を負わないものとする。

11 出展条件の順守

出展者は、実行委員会が定める一連の出展条件等について、これを順守することに同意しなければならない。

12 出展者が提出した情報の第三者提供について

調査書・報告書・商品写真等の出展者が提出した情報について、実行委員会は出展者の同意なく第三者に提供することができるものとする。ただし、個人情報については必ず出展者の同意を得たうえで提供するものとする。

1 3 出展ブースの仕様について

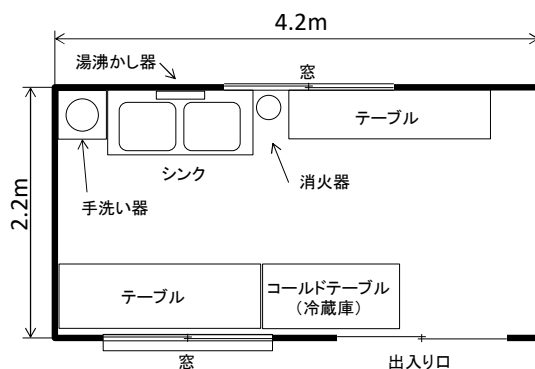
(1) 出展ブース詳細 A ブース (プレハブ調理タイプ)

募集店舗数	調理・販売合わせて4ブース程度
出展料	10万円(税込)
付帯設備使用料	1万円(税込)
サイズ	間口約4.2m×奥行約2.2m
テーブル	1800mm×450mm または 600mm を2台
電源	1系統(100V1500W)
ブース内照明	付属
シンク	1槽または2槽
給湯器(プロパンガス・消火器付)	付属
手洗いシンク・手指消毒液	付属
冷蔵庫(冷凍庫)	コールドテーブルまたはストッカー 1台
食材倉庫(冷蔵庫・冷凍庫)	W900mm×H600mm×D450mm 棚3段
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	1台分

取り扱える食品について

保健所の規定によりテント(Bブース)で提供できない食材(生ものなど)や調理方法の食品を取り扱う。想定されるメニュー:寿司、うどん、つけめん、海鮮丼、パフェ、炒飯、クレープ(生クリーム使用)など。提供できるメニューは1品とする。

レイアウトイメージ



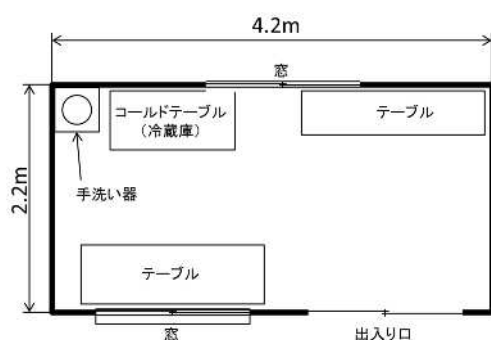
(2) 出展ブース詳細 A ブース (プレハブ販売タイプ)

募集店舗数	調理・販売合わせて4ブース程度
出展料	10万円(税込)
付帯設備使用料	1万円(税込)
サイズ	間口約4.2m×奥行約2.2m
テーブル	1800mm×450mmまたは600mmを2台
電源	1系統(100V1500W)
ブース内照明	付属
シンク	なし
給湯器(プロパンガス・消火器付)	なし
手洗いシンク・手指消毒液	付属
冷蔵庫(冷凍庫)	コールドテーブルまたはストッカー 1台
食材倉庫(冷蔵車・冷凍車)	W900mm×H600mm×D450mm 棚3段
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	1台分

取り扱える食品について

保健所の規定によりテント(Cブース)で提供できない食品を取り扱う。想定されるメニュー：生クリームを使用した洋生菓子、寿司、海鮮丼など。
提供できるメニュー数に制限はない。

レイアウトイメージ



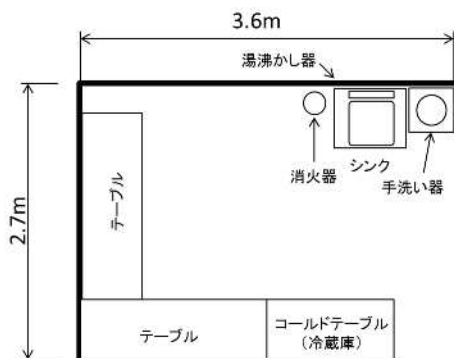
(3) 出展ブース詳細 B ブース (テント調理タイプ)

募集店舗数	30 ブース程度
出展料	10 万円 (税込)
付帯設備使用料	1 万円 (税込)
サイズ	間口約 3.6m×奥行約 2.7m
テーブル	1800mm×450mm または 600mm を 2 台
電源	1 系統 (100V1500W)
ブース内照明	付属
シンク	1 槽
給湯器 (プロパンガス・消火器付)	付属
手洗いシンク・手指消毒液	付属
冷蔵庫 (冷凍庫)	コールドテーブルまたはストッカー 1 台
食材倉庫 (冷蔵車・冷凍車)	W900mm×H600mm×D450mm 棚 3 段
テント上看板取り付けフレーム	付属 (看板は出展者持込)
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	1 台分

取り扱える食品について

保健所発行の「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ」で認められている食品に限る。想定されるメニュー：ラーメン、唐揚げ、餃子、うな井、カレーライス、もつ煮、鍋など。提供できるメニューは 1 品とする。

レイアウトイメージ



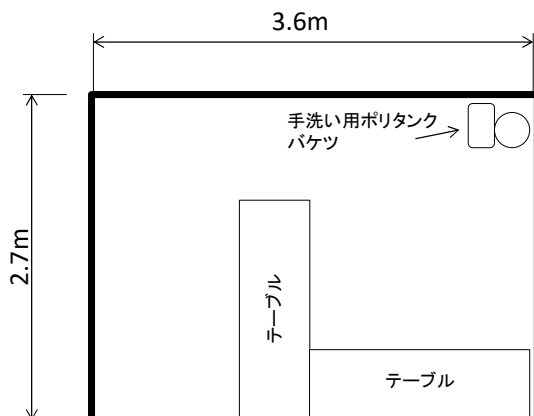
(4) 出展ブース詳細 C ブース (テント販売タイプ)

募集店舗数	11 ブース程度
出展料	10 万円 (税込)
付帯設備使用料	なし
サイズ	間口約 3.6m×奥行約 2.7m
テーブル	1800mm×450mm または 600mm を 2 台
電源	1 系統 (100V1500W)
ブース内照明	付属
シンク	なし
給湯器 (プロパンガス・消火器付)	なし
手洗い設備	ポリタンク、ポリバケツ
冷蔵庫 (冷凍庫)	なし
食材倉庫 (冷蔵車・冷凍車)	なし
テント上看板取り付けフレーム	付属 (看板は出展者持込)
列整理用品	共用 (必要に応じて事務局が配置)
出展者駐車場	1 台分

取り扱える食品について

保健所発行の「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ」で認められている食品に限る。想定されるメニュー：和菓子、洋菓子、せんべい、パン、焼き菓子、おにぎり、お弁当など。提供できるメニュー数に制限はない。

レイアウトイメージ



(5) 出展ブース詳細 D ブース (キッチンカータイプ)

募集店舗数	5ブース程度
出展料	7万円(税込)
付帯設備使用料	なし
サイズ	間口約5m×奥行約3m程度のスペース
テーブル	なし
電源	なし(有償オプション)
食材倉庫(冷蔵車・冷凍車)	なし
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	キッチンカーとは別に1台分

取り扱える食品について
「自動車による食品営業許可」で認められている食品に限る。 調理を行う場合、提供できるメニューは1品とする。販売を行う場合、提供できるメニュー数に制限はない。

